

神戸市立婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 11 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 28 号

神戸市立婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立婦人会館条例施行規則（令和 3 年 3 月規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|------------------|
| 附 則 1 ～ 3 [略] <u>(利用時間に係る特例)</u> 4 <u>当分の間、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、婦人会館の利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。</u> | 附 則 1 ～ 3 [略] |

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。